

## 北見市公共交通事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰に起因する燃料費の上昇により大きな影響を受けている市民の移動を支える公共交通事業者等に対して、事業の継続に向けた支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援の対象となる者（以下、「支援対象者」という。）は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号の条件を満たす事業者であり、令和4年5月末日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある者とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、次に掲げるいずれかの自動車運送事業（以下、「事業」という。）を営む、北見市内に本店及び営業所を置く法人又は個人事業者

ア 一般貸切旅客自動車運送事業

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス事業を除く）

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）

(2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第54号）第4条の認定を受け、自動車運転代行業（以下、「営業」という。）を営む、北見市内に本店及び営業所を置く法人又は個人事業者

(3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が北見市暴力団排除条例（平成26年2月26日条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）に該当、関与していないこと。

(支援金の額)

第3条 支援対象者に対する支援金の額は、第1号の基本額に、第2号の所有する事業用車両1台につき定める額を加算した額とする。

(1) 基本額（1事業者につき）

ア 法人事業者 10万円

イ 個人事業者 5万円

(2) 加算額（1台につき）

ア 大型車及び中型車 4万円

イ 小型車 2万円

2 燃料費高騰に係る国（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）及び道（地域公共交通事業者臨時支援事業）の支援金の対象となる支援対象者については、前項第2号で算定した加算額から当該支援金を控除した額を加算額とする。ただし、控除する額は同号で算定した額を上限とする。

3 前2項で計算した額が100万円を超える場合は、100万円とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金を受けようとする支援対象者（以下、「申請者」という。）は、北見市公共交通事業者等支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、令和4年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業又は営業の許可を受けていることを証する書類の写し
  - (2) 誓約書兼同意書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付の可否を決定する。

（交付決定等の通知）

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに北見市公共交通事業者等支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知する。

2 市長は、前条の規定により支援金の交付をしないことを決定したときは、速やかに申請者に対し、北見市公共交通事業者等支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（支援金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に該当する場合には、第6条第1項の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき

2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。